

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I 中国独禁法ウォッチ

～粉ミルク・再販価格拘束事件～ 弁護士 中川 裕茂

II 中国相談室

中国・台湾弁護士 許 明義

III 中国法令アップデート

- 養老機構設立許可弁法(民政部)
- 養老機構管理弁法(民政部)
- 老人權益保障法(改正)(全国人民代表大会常務委員会)
- 特殊設備安全法(全国人民代表大会常務委員会)
- 証券会社顧客資産管理業務管理弁法(改正)(中国証券監督管理委員会)
- 証券会社集合資産管理業務実施細則(改正)(中国証券監督管理委員会)

IV 中国万感

～犬肉祭りへの非難～ 顧問 李 彬

◆上海・シンガポール・名古屋オフィス開設のお知らせ◆

この度、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、日本企業の海外での事業展開をサポートできる体制を拡充すべく、また、東海地方の依頼者の皆様のご要望にも対応すべく、本年度中に、上海、シンガポールおよび名古屋にオフィスを開設することになりましたので、お知らせします。

※詳細は[こちら](#)をご覧ください。

◆東京オフィス移転のお知らせ◆

当事務所は、業務と弁護士数の拡大に伴い東京オフィスを移転することとし、2013年7月17日(水)より下記の新オフィスでの業務を開始いたしましたのでお知らせいたします。

新住所

〒107-0051

東京都港区元赤坂一丁目2番7号

赤坂Kタワー

(電話・ファクス番号およびメールアドレスには変更ございません。)

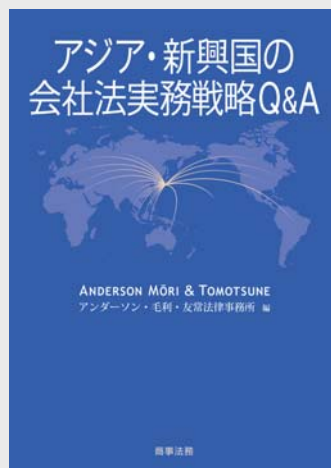
アクセス等については[こちら](#)をご覧ください。

http://www.amt-law.com/office3_a.html

依頼者の皆様のご期待にお応えすべく、所員一同より一層努力する所存でございますので、今後とも倍旧のご厚誼、ご鞭撻をお願い申し上げます。

当事務所の弁護士が分担して執筆した「アジア・新興国の会社法実務戦略Q&A」(商事法務)が書店で発売されております。中国、台湾を初め、アジア・新興国の13の国及び地域の会社法制を紹介しており、アジア・新興国戦略を推進する日本企業にとり必携の書と言えます。中国部分(メインランド)の執筆は、パートナーの森脇章弁護士、中川裕茂弁護士、若林耕弁護士、アソシエイトの石黒昭吉弁護士、矢上浄子弁護士、濱本浩平弁護士が、台湾部分の執筆は、パートナーの森脇章弁護士、中川裕茂弁護士、アソシエイトの矢上浄子弁護士、濱本浩平弁護士、台湾弁護士の呉暁青弁護士がそれぞれ担当しています。

「アジア・新興国の会社法実務戦略Q&A」(商事法務)



I 中国独禁法ウオッチ

～粉ミルク・再販価格拘束事件～

弁護士 中川 裕茂

2013 年は、1 月の液晶テレビ事件(カルテル)、3 月の白酒事件(垂直的独占合意)を通して、国家発展改革委員会(“NDRC”)主導での水平的・垂直的独占合意に関する執行が強化された年として記憶に残る年になったが、これに新たに一つの案件が加わることになりそうだ。

2013 年 7 月初旬、中国で粉ミルクを販売する複数のメーカーが相次いで NDRC による独禁法違反の調査を受けていることが報道された。合生元(Biostime)、雀巢(Nestle)、惠氏(Wyeth)、多美滋(Dumex)、美贊臣(Mead Johnson)、雅培(Abbott)などである。これらのメーカーはそのディストリビューターや小売店に対して最低販売価格を何らかの方法で拘束していたことが疑われており、多くのメーカーが既に、NDRC の調査を受けており、価格を下げ、販売方法についての改善を図ることを表明するなどしている。

背景には、外国産の粉ミルクの価格の高騰がある。2008 年に粉ミルクへのメラミン混入事件で、中国国内の粉ミルクメーカーの信用は地に落ち、現在でもその信用は回復することなく、信用ある外国産の粉ミルクが中国において高値で販売されている。国外で販売されている粉ミルクの価格の 2 倍～3 倍で販売されていることも珍しくはなく、また、香港で粉ミルクを中国人ブローカーが買い占め、香港から中国への持ち出しは一人 2 缶までという制限が設けられたりするなどの規制も強化されたばかりである。

本件に関する処罰決定は本稿執筆時点ではまだ出ていない。
本件は、次の二つの点で注目されるべき案件である。

- ✚ 外国企業に対する垂直的独占合意での初の摘発案件となりうる。2013 年 3 月の白酒案件は、実質的に初めての垂直的独占合意での初の摘発案件であったが、対象とされた五糧液社及び茅台社は中国企業である。

- ✚ いずれの企業も粉ミルク以外の乳製品も取り扱っているため、制裁金の計算において、
 - (1) 粉ミルクの売上高以外が制裁金の基数とされるかどうか
 - (2) 制裁金の基数に中国外での粉ミルクの売上高が含まれるかどうか
 が重要な 이슈となる。

中国独禁法においては、すでに実行されている独占的協定については①違反行為の停止命令、②違法所得の没収、③前年度の売上額の 1%以上 10%以下の制裁金がそれぞれ課される(同法 46 条)。上記③の売上額については、「売上額の 1%」という下限が設定されており、対象事業者の売上規模によっては過酷な制裁となるどころ、算定の母数となる売上額が、中国国内の売上高に限定されるのか、全世界売上が対象となるのかについては規定や確立した解釈がなく、またこの点に関して明確な示唆を与える事例もまだないため、仮に外国企業に対しその全世界売上に母数として制裁金が算定されるとなれば、場合によっては巨額の制裁金が賦課されることとなる。また、売上高の計算が、違法行為に関連する市場に関する売上高のみを基準とするのか、関連しない市場の売上高も含むのかについても、法令およびガイドライン上は一切触れられていない。この点、前例によれば、前者の考え方に基づいて運用がなされているように思われるが、本件ではどのように扱われるかが注目される。

- ✚ 各社の調査への協力、値下げ、販売方法の改善行為が、処罰の内容にどのように影響を与えるかが注目される。NDRC による執行が行われた前例では、例えば、海砂連盟事件、液晶テレビ事件、白酒事件等では長沙に対する自主的な協力や改善行為が制裁金の金額に影響を与えた。中国では日本と異なり制裁金の決定において当局に大きな裁量権が与えられていることに特徴がある。かかる裁量権を有する当局の判断において、今回の値

下げ行為がどのように評価されるのか、また個別の会社の調査協力行為がどのように影響を与えるのかが注目されるところである。

II 中国相談室



中国・台湾弁護士 許 明義

Q:2013年1月1日から施行された改正民事訴訟法の(以下、新民訴法という)により、「行為保全」の規定が新設されましたが、これはどのような制度なのでしょうか。

1. 主な改正内容

新民訴法では、旧民訴法に対して大幅な改正が行われましたが、その中で、これまでの「財産保全」と並行して「行為保全」の規定が新設されました。主な条文は以下のとおりとなります(下線は筆者)。

旧民訴法 第92条 第1項	人民法院は当事者の一方の行為又はその他の事由によって、判決が執行不能又は執行困難となるおそれのある事件については、相手方当事者の申立に基づいて、財産保全の裁定を下すことができる。(以下省略)
新民訴法 第100条 第1項	人民法院は当事者の一方の行為又はその他の事由によって、判決が執行困難又は <u>当事者にその他の損害をもたらすおそれのある事件</u> については、相手方当事者の申立に基づいて、財産保全又は <u>一定の行為の命令もしくは一定の行為の禁止</u> の裁定を下すことができる。(以下省略)

日本の制度と比較するために、日本における現行の民事保全制度を以下のように簡単に分類することにします。

(日本の民事保全制)

分類の基準(保全の目的・債権の種類)		保全の種類
将来の執行の保全	金銭債権の保全	①仮差押
	係争物に関する給付請求権の保全	②係争物に関する仮処分
債権者に生ずる著しい損害または急迫の危険の回避		③仮の地位を定める仮処分

上記の仮差押及び係争物に関する仮処分(占有移転禁止の仮処分及び処分禁止の仮処分)は、いずれも将来の判決の強制執行の保全を図る制度となっています。これに対して、仮の地位を定める仮処分は、争いがある権利関係について債権者に生じる著しい損害又は急迫の危険を避けるために必要があるときに許されるものであり、その目的は上記二つの保全手段(①および②)とは異なっております。

一方、中国の新民訴法における民事保全の分類は日本法とは異なるものであり、主に保全対象が財産か行為かによって、財産保全または行為保全に分類されています¹。前述した旧民訴法第

¹中国の民事訴訟法上の「財産保全」と「行為保全」の分類方法とその問題については、中国対外経済貿易大学法学院の冀宗儒教授が参考となる分析を行っております。詳細は冀宗儒<论民事诉讼保全制度的完善>(訳:民事訴訟保全制度の完全化を論じる)(民訴法研究会 2012 年年会論文 2013 年 2 月 28 日)もご覧ください。
http://www.civilprocedurelaw.cn/html/spcx_1179_3112.html(中国語)

92 条第 1 項およびその関連条文によれば²、中国法で定められている財産保全とは、日本法でいうところの①仮差押もしくは②係争物に関する仮処分の一部と概ね重なり合うのではないかと考えられます。

(新民訴訟法における保全制度)

保全の目的	保全の種類
当事者の一方の行為又はその他の原因により執行が困難になるおそれがある	財産に対する保全の執行(財産保全)
	一定行為の命令もしくは一定行為の禁止(行為保全)
当事者の一方の行為又はその他の原因により当事者に損害をもたらすおそれがある	財産に対する保全の執行(財産保全)
	一定行為の命令もしくは一定行為の禁止(行為保全)

一方の行為保全ですが、この行為保全の詳細について、新民訴訟法上の規定は極めて概括的なものですが、保全目的の設定および保全内容とする作為・不作為の視点から見れば、概ね日本の民事保全法にある仮の地位を定める仮処分および係争物に関する仮処分の一部に対応するものと考えられます。

2. 今後の展望

新民訴訟法の制定以前から、海事³および知的財産権⁴等の分野においてはすでに行為保全の規定に相当する規定がありましたが、これらは一部の分野にとどまっていた。新民訴訟法が定める行為保全の規定は非常に簡単なものにとどまっており、その適用範囲、実体的要件および手続要件等の多くは、今後の立法や司法解釈の制定を待つ必要がありますが、行為保全の新設により、幅広い分野において、案件の当事者および法律実務家に多様な暫定的救済措置の可能性が出てくるものと思われます。

日本では、仮の地位を定める仮処分が、新株発行差止などの会社事件、契約事件などにおいて広く活用されていますが、中国においても、こうした幅広い事件において行為保全が活用されていくことが期待されます。実際に、今年 1 月 1 日に新民訴訟法が施行されて以来、人民法院による行為保全裁定の報道が徐々に見受けられるようになりました。中でも特に注目されたのは、飲料の有名ブランド「王老吉」が虚偽広告を理由に「加多宝」に対し、保全申立を行った件です。この件

² 財産保全の実施対象及び手段については次のように定められております。「財産保全は、請求の範囲内又は事件に関する財物に限る。」(民事訴訟法第102条)、「財産保全は、封印、差押、凍結又は法律の定めるその他の方法による。」(民事訴訟法103条)

³ 海事訴訟特別手続法第 51 条:「海事強制令とは海事法院が海事請求人の申立に基づき合法的權益が侵害を受けないように被請求人の作為または不作為を命じる強制措置である。」

⁴ 特許法第 66 条:「特許権者又は利害関係者が、他者が権利侵害行為を行っている又はまさに行おうとしていることを証明する証拠を有しており、即座に制止しなければ、その合法的權益が補填不能な損害を被る恐れがある場合、訴訟を提起する前に人民法院に関連行為の停止と財産の保全措置命令を採るよう要請することができる。」

著作権法第 50 条:「著作権者又は著作隣接権者は、他人がその権利侵害行為を現に行っている、又はまさに行おうとしていることを立証できる証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的權益に補填しがたい損害を被るおそれがある場合は、訴えを提起する前に人民法院に關係行為の停止と財産の保全措置命令を採るよう請求することができる。」

商標法第 57 条:「商標権者又は利害関係者は、他人がその商標専用権の侵害行為を行っているか又はまさに行おうとしていることを証明する証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的權益に回復しがたい損害を被る恐れがある場合には、訴えを提起する前に、人民法院に關係行為の停止と財産の保全措置命令を採るよう請求することができる。」

では、広州の中級人民法院が今年 2 月に「王老吉」ブランドを運営する広薬集団の申立てを受け、競争相手となる加多宝社に対し虚偽の広告の禁止を求める裁定を下しました。これは不正競争分野において行為保全の措置を活用した良い例と思われます。

中国に展開する日本企業にとっては、この新民訴法の行為保全をいかに利用するかが今後の課題のひとつになるといえるでしょう。

Ⅲ 中国法令アップデート



弁護士 石黒 昭吉

最新中国法令の解説

< 養老機構 >

養老機構設立許可弁法(民政部)

[ポイント] 本弁法の意見募集稿(2013年6月17日配信のニュースレターご参照)が2013年6月3日に公表されたばかりであったが、このたび正式に公布、施行された。意見募集稿からは、形式的な修正がいくつかなされたにとどまる。本弁法は、養老機構(老人ホームやデイケア施設を指す。)の設立許可に関する手続を定めたものである。同弁法第10条によれば、外国企業が、独資形態で、または中国企業との合併・合作形態で養老機構を設立する場合、地方の民生部門が許可を行うことが規定されている。これまで養老機構の設立に関する中央法規は存在せず、各地方の規則や運用に委ねられる部分が多かったが、本弁法の施行により養老機構への投資が一層進むことが予想される。

(2013年6月28日公布、同年7月1日施行)

[原文] [养老机构设立许可办法](#)

養老機構管理弁法(民政部)

[ポイント] 本弁法の意見募集稿(2013年6月17日配信のニュースレターご参照)が2013年6月3日に公表されたばかりであったが、「養老機構設立許可弁法」とともに、正式に公布、施行された。「養老機構設立許可弁法」と同様、意見募集稿からは、形式的な修正がいくつかなされただけである。本弁法は、「養老機構設立許可弁法」に従って設立された養老機構に対する管理規定である。具体的には、養老機構の利用にあたっては、必ずサービス契約を締結すべきことや、サービス基準、養老機構の内部管理制度に関する要求等が定められている。また、養老機構による老人を虐待、侮辱する行為等について処罰規定も定められるなど、高齢者の権益保護に重点が置かれている。

(2013年6月28日公布、同年7月1日施行)

[原文] [养老机构管理办法](#)

< 高齢者保護 >

老人権益保障法(改正)(全国人民代表大会常務委員会)

[ポイント] 本法は、老人(満60歳以上の中国公民)の扶養や社会保障、社会サービスなどについて定めたものであり、現行法の改正法である。中国においても高齢化が進んでいることを背景に、高齢者の保護の強化などを目的とした改正が行われた。本法では、老人と別居している家族に、老人への平常の訪問義務を課すなどの規定が盛り込まれている。

(2012年12月28日公布、2013年7月1日施行)

[原文] [中华人民共和国老年人权益保障法](#)

<安全生産>

特殊設備安全法(全国人民代表大会常務委員会)

[ポイント] 本法は、特殊設備(エレベーター、ボイラーなど)の生産、販売、使用、検査などについて定めたものである。本法については、2012年8月パブリックコメントの募集が行われていたが、このたび正式に制定された。近時、エレベーターなどの事故が相次いでいることなどを背景に特殊設備の安全管理が強化されており、特殊設備のリコール制度の創設などが盛り込まれている。(2013年6月29日公布、2014年1月1日施行)

[原文] [特种设备安全法](#)

<証券>

証券会社顧客資産管理業務管理弁法(改正)(中国証券監督管理委員会)

証券会社集合資産管理業務実施細則(改正)(中国証券監督管理委員会)

[ポイント] 「集合資産管理計画」という証券会社が組成する集団投資スキームを管理する弁法とその細則の改正である。今回の改正は、2013年6月1日から施行された新しい証券投資基金法と平仄を合わせるものである。大きなポイントとしては(1)投資家が200名を超える資金の募集が全て証券投資基金法の規制対象となったことを踏まえ、本弁法・細則の適用対象が投資家が200名以下のものに限定された点、及び(2)集合資産管理計画に投資できる投資家(適格投資家)の要件が保有資産の規模により明確にされた点が挙げられる。

(2013年6月26日公布、施行)

[原文]

[证券公司客户资产管理业务管理办法](#)

[证券公司集合资产管理业务实施细则](#)

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>



【犬肉祭りへの非難】

顧問 李 彬

先月の中旬、中国の広西省玉林市で犬肉祭りが開催された。犬肉祭りとは犬の肉を食べる祭りであり、毎年夏至の日に玉林市に行われる大事な伝統行事である。

近年、この祭りは激しい反発にあっているようだ。中国小動物保護協会などの団体が現地政府に犬肉祭りの廃止を呼びかけ、ネット上でも残酷だと批判を受けている。一方、犬肉を食べるのが伝統的な食習慣であり、食用として飼育される犬の肉が豚肉、牛肉などと同じように食用できるという考え方を持つ人も少なくないようだ。

あくまで食文化の相違だと思われる。中国が昔から農耕社会であり、犬の位置づけが普通の動物と同じ、伝統的に食用とする習慣があり、欧州等牧畜文化に支配されている地域は、犬をパートナーとしているため、その肉を食べる禁忌があるという分析がある。

現在でも犬肉が体を温める効果があり、味も最高だと思いながら、犬肉を食べる習慣が中国の広い地域で続いている一方、犬をペット、ひいては家族の一員として愛しており、犬肉を絶対食べない人もたくさん存在するのは、中国の現実である。いずれにしても、お互いに自分の価値観を守ると同時に他人の価値観にも配慮するのは、現在の唯一の解決策ではないかと思う。

TOPICS

2013年7月17日

当事務所所属の弁護士が執筆いたしました「アジア・新興国の会社法実務戦略 Q&A」(出版:株式会社商事法務)が朝日新聞オンライン「法と経済のジャーナル Asahi Judiciary」にて紹介されました。

詳細は下記リンクからご覧いただけます。

<http://astand.asahi.com/magazine/judiciary/fukabori/2013071500001.html>

2013年7月19日

当事務所所属の弁護士が執筆いたしました「アジア・新興国の会社法実務戦略 Q&A」(出版:株式会社商事法務)が日経産業新聞にて紹介されました。

「気になる2冊」

(2013年7月19日 日経産業新聞 18面)



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

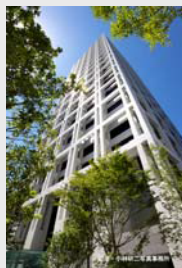
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.comまでご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)
森脇 章	中川 裕茂
中川 裕茂	濱本 浩平
若林 耕	李 加弟
石黒 昭吉	李 彬
屠 錦寧	杜 雲華
胡 絢静	安 然
許 明義	
吳 曉青	

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>



安德森・毛利・友常律師事務所北京代表處

中華人民共和國北京市朝陽區東三環北路 5 号
北京發展大廈 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law2.com
URL: <http://www.amt-law.cn>